

予防計画における数値目標

府において設定する数値目標

流行初期期間経過後における医療提供体制

①～⑤は、流行初期期間（発生公表後3か月程度）、流行初期期間経過後（発生公表後から6か月程度以内）における数値目標を設定。

① 入院体制 [床] * 第一種協定指定医療機関	確保病床数（重症）	<ul style="list-style-type: none"> ・総数 ・患者特性別：精神疾患を有する患者、小児、妊産婦（出産可、不可）、透析患者
	確保病床数（軽症中等症）	
② 発熱外来数 [機関] * 第二種協定指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関総数 ・小児の受入 ・かかりつけ患者以外の受入（流行初期期間経過後のみ） 	
③ 自宅療養者等への医療の提供 [機関] * 第二種協定指定医療機関	自宅療養者への医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所（往診、電話・オンライン診療、両方可） ・薬局 ・訪問看護事業所
	宿泊療養者への医療の提供	
	高齢者施設等への医療の提供	
④ 協定締結医療機関（後方支援）の確保 [機関]	感染症患者以外の患者の受入	
	感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入	
⑤ 協定締結医療機関（人材派遣）の確保 [人]	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症医療担当従事者 ・感染症予防等業務関係者 （別掲：府外派遣可能な人数）
	看護師	
	その他	

⑥ 個人防護具を2か月分以上備蓄している協定締結医療機関数 [機関]	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療措置協定を締結した医療機関数 ・使用量2か月分以上を備蓄している医療機関数
	診療所	
	訪問看護事業所	

市において設定する数値目標

病原体等の検査に関する項目	流行初期期間 (発生公表後3か月程度)	検査実施可能件数 [件/日]、検査機器数 [台]
	流行初期期間経過後 (発生公表後から6か月程度以内)	
人材の養成に関する項目	感染症対策部門に従事する職員	研修や訓練の実施又は参加回数 [回/年]
	感染症有事体制に構成される職員	
保健所の体制確保に関する項目	流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 [人]	即対応可能なIHEAT(※)要員の確保数 [人]
	即対応可能なIHEAT(※)要員の確保数 [人]	

※ IHEAT：感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みで地域保健法に位置付けられているもの